

医政発 0401 第 55 号
令和 8 年 4 月 1 日

各国公私立医科大学(医学部)附属病院長
各国公私立歯科大学(歯学部)附属病院長

厚生労働省医政局長
(公印省略)

歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」(令和 3 年厚生労働省令第 85 号)の施行については、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(令和 3 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 75 号)により、また、歯学若しくは医学を履修する過程を置く大学に付属する病院(歯科医業を行わないものを除く。以下「大学病院」という。)と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」(令和 3 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 87 号)によりお示ししてきた。

大学病院については、歯科医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、大学病院と共同して臨床研修を行うことにより臨床研修施設の指定を受けようとする、又は指定を受けた病院又は診療所に関し、その指定の申請を審査し、また変更届出等により指定基準を満たしていること等を確認するに当たっては、共同して臨床研修を行う大学病院における臨床研修の実施体制を把握することが必要となる。また、臨床研修施設と共同することなく大学病院のみで臨床研修を行う場合についても、臨床研修制度の実施状況の把握を行うという観点から、臨床研修に関する情報を提供していただきたいと考えている。

以上の趣旨を踏まえ、歯科医師の臨床研修を行う大学病院においては、これまで、「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(令和 3 年 3 月 31 日医政発 0331 第 93 号)において、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしたい旨お示ししてきたところ、今般の、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(令和 8 年厚生労働省令第 65 号)の公布

及び「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和 8 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 47 号厚生労働省医政局長通知）並びに「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」（令和 8 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 51 号厚生労働省医政局長通知）の通知を踏まえ、今後は下記のとおり当該病院に関する情報提供をお願いしたい。

本通知に定める手続に従って大学病院から提供いただいた情報については、各種媒体を通じて公表することにより、歯科大学(歯学部) 学生、研修歯科医等に情報提供することとしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

なお、従前の「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（令和 3 年 3 月 31 日付け医政発第 0331 第 93 号）については、令和 8 年 4 月 1 日付けで廃止する。

記

第 1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和 8 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 47 号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）によること。

1 「単独型相当大学病院」

大学病院のうち、単独で又は臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。

2 「管理型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。

3 「協力型（Ⅰ）相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して 3 月以上の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）をいうものであること。

4 「協力型（Ⅱ）相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して 5 日以上 30 日以内の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）をいうものであること。

第 2 単独型相当大学病院からの情報提供

1 単独型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-1）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出する

ようお願いしたいこと。

(1) すべての研修プログラム

(2) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式2）

2 単独型相当大学病院からの変更の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。ただし、(4)から(6)、(8)及び(10)に掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を併せて届け出るようお願いしたいこと。

(1) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 管理者の氏名

(3) 名称及び所在地

(4) 診療科名

(5) 病床の種別ごとの病床数

(6) 研修管理委員会の構成員

(7) プログラム責任者

(8) 指導歯科医の氏名

(9) 研修歯科医の処遇に関する事項

(10) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 研修歯科医の処遇に関する事項

オ 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野

カ 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

(ア) 診療科名

(イ) 病床の種別ごとの病床数

3 単独型相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-1）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

- (1) 追加又は変更に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム）
- (2) 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）
- (3) 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式2）

4 単独型相当大学病院からの研修プログラムの廃止の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを廃止する場合には、当該研修プログラムを廃止しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関する大学病院研修プログラム廃止届出書（特例通知の様式3）を作成し、廃止しようとする研修プログラムを添えて、これを当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

5 単独型相当大学病院からの年次の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成し、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを当該単独型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）を添付するようお願いしたいこと。

第3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供

1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

(1) 管理型相当大学病院（臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院を除く。以下第3において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-2）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院（臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院を除く。以下第3において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3, 1-4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。

(3) 管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-2）及び次に掲げる書類、並びに共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院に関

する大学病院概況表（特例通知の様式 1-3， 1-4）とを一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに」提出するようお願いしたいこと。

ア すべての研修プログラム

イ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式 2）

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの変更の情報提供

（1）管理型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式 2）を作成し、当該変更の生じた日から起算して 1 月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。ただし、エからカ、ク及びコに掲げる事項に係る変更については、第 8 に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書（特例通知の様式 2）を併せて届け出るようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 指導歯科医の氏名

ケ 研修歯科医の処遇に関する事項

コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項

（ア） 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

（イ） 管理者の氏名

（ウ） 名称及び所在地

（エ） 研修歯科医の処遇に関する事項

（オ） 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野

（カ） 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

① 診療科名

② 病床の種別ごとの病床数

（2）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式 2）を作成し、当該変更の生じた日から起算して 1 月以内に、

管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。ただし、エからキに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を併せて届け出るようお願いしたいこと。また、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 指導歯科医の氏名

キ 研修歯科医の処遇に関する事項

（3）共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院から大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）の提出を受けた管理型相当大学病院の管理者においては、速やかに当該大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供

（1）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病院変概況表（特例通知の様式1-2）を作成するようお願いしたいこと。

（2）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3，1-4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。

（3）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-2）及び次に掲げる書類と、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3，1-4）とを一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

ア 追加又は変更に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式2）

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの廃止の情報提供

管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを廃止する場合には、当該研修プログラムを廃止しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関する大学病院研修プログラム廃止届出書（特例通知の様式3）を作成し、廃止しようとする研修プログラムを添えて、これを当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

5 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの年次の情報提供

（1）管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成するようお願いしたいこと。

（2）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。

（3）管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）及び次に掲げる書類、並びに共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）とを一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。

ア 現に行っている臨床研修に係る研修プログラム

イ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、研修協力施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）

第4 臨床研修施設の指定の申請の際の大学病院からの情報提供

1 管理型臨床研修施設の指定の申請の際の協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供

（1）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる管理型臨床研修施設の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3，1-4）を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしたいこと。

（2）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式1-2）及び添付書類（協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院の大学病院概

況表（特例通知の様式 1-3, 1-4）を含む。）を一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとしていること。

2 協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定の申請の際の管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの情報提供

- （1）管理型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-2）を作成するようお願いしたいこと。
- （2）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に限る。）の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-3, 1-4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。
- （3）管理型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年の前年度の 4 月 30 日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式 1-3, 1-4）及び添付書類（管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-2, 1-3, 1-4）を含む。）を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の次に掲げる添付書類が重複するときは、1 部を残して他を省略しても差し支えないこと。
 - ア 当該指定に係るすべての研修プログラム
 - イ 管理型相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-2）
 - ウ 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-3, 1-4）
 - エ 研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式 2）

第 5 臨床研修施設の変更の届出の際の大学病院からの情報提供

1 管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの変更の情報提供

- （1）管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式 2）を作成

し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしたいこと。ただし、エからキに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を併せて届け出るようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 指導歯科医の氏名

キ 研修歯科医の処遇に関する事項

(2) 共同して臨床研修を行う協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院から大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)の提出を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとしていること。

2 協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型(Ⅰ)相当大学病院及び協力型(Ⅱ)相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。ただし、エからカ、クからコに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書(特例通知の様式2)を併せて届け出るようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 指導歯科医の氏名

ケ 研修歯科医の処遇に関する事項

コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称及び所在地
- (エ) 研修歯科医の処遇に関する事項
- (オ) 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

- ① 診療科名
- ② 病床の種別ごとの病床数

(2) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。ただし、エからキに掲げる事項に係る変更については、第8に定める年次報告の際に大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を併せて届け出ることとして差し支えないこと。また、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

- ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 管理者の氏名
- ウ 名称及び所在地
- エ 診療科名
- オ 病床の種別ごとの病床数
- カ 指導歯科医の氏名
- キ 研修歯科医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設から臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）の提出を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院から大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）の提出を受けた管理型相当大学病院の管理者においては、速やかに当該臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）又は当該大学病院等変更届出書（特例通知の様式2）を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。なお、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設においては、臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）をもって届け出るべき変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談することとなっていること。

(1) 単独方式

単独型相当大学病院が行う研修プログラムをいう。

(2) 臨床研修施設群方式

管理型相当大学病院が、協力型（Ⅰ）臨床研修施設・協力型（Ⅰ）相当大学病院または協力型（Ⅱ）臨床研修施設・協力型（Ⅱ）相当大学病院と連携して行う研修プログラムをいう。

(3) 広域連携型プログラム

広域連携型プログラムは、臨床研修施設群方式の研修プログラムのうち、異なる地域における地域歯科医療を経験する観点から、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の大学病院（以下「Aグループ」という。）が、それ以外の道府県の大学病院または臨床研修施設（以下「Bグループ」という。）とそれぞれ管理型相当大学病院又は協力型（Ⅰ）相当大学病院として連携し、3月以上の研修を行う研修プログラムをいう。

なお、Aグループのうち、協力型（Ⅰ）として研修プログラムを行う場合及びBグループのうち、当該施設の研修プログラム（大学病院については管理型相当大学病院または単独型相当大学病院、臨床研修施設については管理型臨床研修施設または単独型臨床研修施設として実施するものに限る）の募集定員の合計が10人以上の場合は、当該プログラムの対象に含まない。

第7 臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出の際の大学病院からの情報提供

1 管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供

(1) 管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式1-3，1-4）を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしたいこと。

(2) 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（施行通知の様式4-2）及び添付書類（協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式1-3，1-4）を含む。）を一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとしていること。研修プログラムを追加する場合又は研修プログラムを変更する場合で臨床研修施設群の構成の変更を伴う場合には、次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- ア 当該臨床研修施設群において、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を追加する場合、新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式 1-3, 1-4）、当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合には当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（施行通知の様式 4-3）
- イ 当該臨床研修施設群から、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を削除する場合で、それに伴い臨床研修施設群として参加する当該協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを伴う場合には、指定の取消しを受けようとする臨床研修施設は施行通知第 2 の 16（3）の手続に従い、臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式 5）
- ウ 当該臨床研修施設群において、新たに協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院を追加する場合、当該大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-3, 1-4）
- 2 協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの研修プログラムの追加又は変更の情報提供
- （1）協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-2）を作成するようお願いしたいこと。
- （2）協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（特例通知の様式 1-3, 1-4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。
- （3）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、当該研修プログラムに関し、特例通知第 6 の 2（1）に定める添付書類（管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式 1-2, 1-3, 1-4）を含む。）及び次に掲げる書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1 部を残して他を省略しても差し支えないこと。

- ア 当該臨床研修施設群において、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を追加する場合、新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式 1-3, 1-4）、当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合には当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（施行通知の様式 4-3）
- イ 当該臨床研修施設群から、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を削除する場合で、それに伴い臨床研修施設群として参加する当該協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを伴う場合には、指定の取消しを受けようとする臨床研修施設は施行通知第 2 の 16（3）の手続に従い、臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式 5）
- ウ 当該臨床研修施設群において、新たに協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院を追加する場合、当該大学病院に関する大学病院概況表（様式 1-3, 1-4）
- 3 現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設は、当該研修歯科医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修歯科医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更・廃止をしてはならないこととしていること。
- 4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められることとしていること。この場合において、臨床研修施設と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者においては、速やかに、1 又は 2 の情報提供を行うようお願いしたいこと。

第 8 臨床研修施設の研修プログラムの廃止の際の大学病院からの情報提供

- 1 協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の研修プログラムの廃止の情報提供
- （1）協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを廃止する場合には、当該研修プログラムに関する大学病院研修プログラム廃止届出書（特例通知の様式 3）を作成するようお願いしたいこと。
- （2）管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを廃止する場合には、当該研修プログラムを廃止しようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する特例通知第 7 の 2（1）に掲げる書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の書類が重複するときは、1 部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第9 臨床研修施設の年次報告の際の大学病院からの情報提供

- 1 管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの年次の情報提供
 - （1）管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしたいこと。
 - （2）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書（施行通知の様式7）及び添付書類（協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）とを一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出することとしていること。
- 2 協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院からの年次の情報提供
 - （1）協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成するようお願いしたいこと。
 - （2）協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に限る。）と共同して及び臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしたいこと。
 - （3）管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）及び添付書類（管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院年次報告書（特例通知の様式4）を含む。）を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第10 臨床研修施設に対する厚生労働大臣の報告の徴収等

- (1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。
- (2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、指導体制、施設、設備、研修歯科医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができること。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修施設又はその指定を受けようとする病院若しくは診療所が省令第6条第1項から第3項までに規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、臨床研修施設の開設者若しくは管理者又はその指定の申請者に対し、当該者の同意を得て実地に調査することができる。
- (4) 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設に関する(1)の報告の徴収又は(2)の必要な指示をすることができる。

第11 文部科学省との連携

大学病院からの情報提供又は管理型相当大学病院、協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの追加又は変更の届出若しくは年次報告がなされた場合には、厚生労働省医政局歯科保健課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

第12 都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県における取扱い

施行通知第2の23に定める都道府県を経由した事務手続きを希望する都道府県の単独型相当大学病院又は管理型相当大学病院の管理者においては、上記第2から第8に定める事務書類の提出について、当該都道府県から通知があった場合、地方厚生局健康福祉部医事課ではなく当該都道府県あて提出するようお願いしたいこと。

第13 施行期日等

令和8年度及び令和9年度の研修プログラムについて、従前から実施している研修プログラムを継続して実施するもの及び令和7年度までに研修プログラムの申請及び若しくは変更の届出を行ったものについては、令和10年3月31日までは従前の通りの取扱いとする。